

災害・事故等の医療救護に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と社団法人吉野川市医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）時における救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、吉野川市地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する救護活動に関して必要な事項を定める。ただし、災害救助法等他の関係法令が適用される災害等については適用しない。

（計画）

第2条 乙は、救護活動を円滑に実施するため、救護班の編成、派遣その他救護活動の実施に関する災害救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する救護班の構成は、1個班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護婦 2名

ただし、乙が認める者については、その構成員とすることができる。

（救護活動）

第3条 甲は、救護活動を実施する必要があると認めたときは、乙に対し救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成、派遣し、救護活動を実施するものとする。

（救護班の活動場所）

第4条 救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所、避難所及びその他甲が指示する場所において、救護活動を実施するものとする。

（業務）

第5条 救護班の業務は、医療及び助産とする。

（指揮命令）

第6条 救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療品の補給等）

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、救護活動が円滑にできるよう必要な措置を講ずるものとする。

（医療費等）

第8条 救護所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。

2 後方支援施設における医療・助産費は、原則として患者（被災者）負担とする。

3 医療・助産を実施する期間は、5日以内とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の申請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の医師及び看護婦に対する費用弁償

(2) 救護班が使用した医薬品等の費用弁償

(3) 救護班の医師及び看護婦が救護活動において負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の内容については、災害救助法に基づく政令、規則を準用する。

（調整）

第10条 乙は、吉野川市地域防災計画に基づき甲が行う医療助産対策が円滑に実施されるよう、吉野川市医師団に対し必要な調整を行ものとする。

2 乙は、会員が自主的に各地域における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。

（求償権）

第11条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生に係る責任者は（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。

（細則）

第12条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第13条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（期間）

第14条 この協定の有効期間は平成ノ年 カ月 カ日から平成ノ年 カ月 カ日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、いずれも相手方に対し当協定の破棄の通知がなされないときは、期間満了の翌日から向こう5年間更新するものとし、以後満了のときも同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成ノ年 カ月 カ日

甲 吉野川市

吉野川市長

川真田 哲哉



乙 社団法人 吉野川市医師会

会長 富本 浩明

